

## 情報共有等に関する申合せ事項

### 1 警察から子ども家庭支援センターへの照会

- (1) 警察は、児童虐待事案等の要保護児童の取扱い、必要な場合は、子ども家庭支援センターに対して当該児童に係る過去の取扱状況等について照会を実施し、それにより得られた情報を勘案した上で、当該児童に係る児童相談所への通告要否を判断する。
- (2) 警察が子ども家庭支援センターに対して行う照会は、児童の氏名、生年月日、住所、取扱状況等を同センターに伝え、情報提供として取扱う。
- (3) 子ども家庭支援センターは、警察からの照会に対し、記録等を確認し回答する。
- (4) 警察と子ども家庭支援センターは、照会に係る情報を記録し、保存するとともに、その後の対応に活かすため適切に管理する。

### 2 子ども家庭支援センターからの警察への情報提供

- (1) 子ども家庭支援センター長が必要と認めた児童虐待事案等の要保護児童について、児童が居住する管轄警察署へ情報提供を行う。
- (2) 子ども家庭支援センター長が必要と認めた居所不明児童について、必要な調査をしても判明しない場合は児童が居住する管轄警察署に相談する。

### 3 情報の共有

- (1) 子ども家庭支援センターは、特に身体的虐待を受けた被害児童に関する要保護児童対策地域協議会個別ケース会議を積極的に開催し、また、警察は会議に参加するよう努め相互の情報共有を図る。
- (2) 上記のほか、事案の緊急性・必要性に応じ、随時、相互の情報共有に努め、児童の安全確保に努める。

### 4 申合せ事項の見直し

本申合せ事項は、子ども家庭支援センターまたは練馬区内の警察署の要請により、適宜見直しを実施する。